

令和元年度「クルーズ船外国人乗客向け県内観光ツアー助成」事業実施要領

1 目的

大型クルーズ船で寄港する外国人旅行者の県内周遊観光を促進するため、借上車両を利用したツアーの造成に対する助成を行う。

2 事業内容

(1) 対象事業

神戸港等に寄港する大型クルーズ船外国人乗客を対象とした県内観光を目的とする借上車両による団体旅行

(2) 事業主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「本部」という。）

(3) 対象事業者

大型クルーズ船の寄港地観光（ショアエクスカージョン）を企画する旅行会社（ランドオペレーター等）

(4) 対象経費

ツアー実施時に利用する車両の借上料金（消費税、通行料、駐車料及びガイド料等を除く）

(5) 助成要件

- ① 借上車両を利用した団体旅行（8人以上）であること。
- ② 県内のみで2箇所以上の観光施設等を訪問すること。
- ③ ツアー催行時間が3時間以上であること。
- ④ 他の車両料金助成制度の承認を受けた旅行は対象外とする。ただし、神戸市客船誘致協議会が実施する「神戸港観光バス助成」の助成要件を満たす場合、併用が可能。

(6) 助成額

ツアーに利用した車両1台あたり50,000円を上限とし、予算の範囲内で助成を行う（千円未満切捨）。ただし、助成対象経費が50,000円を下回る場合は、実際に要した経費を上限とし、また、「神戸港観光バス助成」の適用を受ける場合、当該助成額と同額を上限とする。

3 申請手続等

(1) 利用申込み

本事業の利用を希望する者は、「クルーズ船外国人乗客向け県内観光ツアー助成利用申込書」（様式1）を本部に提出するものとする。
なお、募集・受付方法については、別に定める。

(2) 事業完了届の提出

本事業の利用の申込みを行った者は、ツアー実施後速やかに「クルーズ船外国人乗客向け県内観光ツアー助成事業完了届」（様式2）（以下、「完了届」とする。）を本部に提出するものとする。
なお、完了届の最終提出期限は、3月31日とする。

(3) 利用の承認

本部理事長は、完了届の提出後、四半期毎にとりまとめて審査の上、予算額の範囲内において、事業の利用を承認し、「クルーズ船外国人乗客向け県内観光ツアー助成利用承認書」（様式3）により利用申込者に通知するものとする。
なお、利用の承認にあたっては、県内を広く周遊するものを優先的に採択するとともに、特定の事業者の利用が偏らないよう配慮するものとする。

(4) 請求及び支払い

利用の承認を受けた者は、「クルーズ船外国人乗客向け県内観光ツアー助成請求書」（様式4）を本部に提出するものとする。
本部理事長は、提出された書類を受理し、事業が適正に実施されていると認めるときは、支払いを行う。

4 その他

その他事業実施に必要なことは別に定める。